

Client Paper

7月号 2015 vol.42

峯尾税務会計事務所

Mineo Tax Accounting Firm

発行日 2015年7月1日(水)

経営者の名言

素野 福次郎(その ふくじろう) ☆TDK 元社長☆

「企業は道場。」

(注)

この言葉は社長就任当時のもの。企業が成長するための秘訣を問われ、「家庭も学校も当てになりませんので、企業で教育をしなくてはね。企業は道場ですよ。」と語った。当時、TDKでは、管理職ポストの約4割を他社からの移籍組で占めていたことから、社内の結束を強化するために社員教育に力をいれていたという。

今月の税務カレンダー —平成27年7月分—

(1) 所得税の予定納税額の納付(第1期分)

①納期限・・・7月31日(金)

(2) 所得税予定納税額の減額申請

①申請期限・・・7月15日(水)

(3) 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付

①納期限・・・7月中において市町村の条例で定める日

(4) 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

①納期限・・・7月10日(金)(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日(金)までに納付)

(5) 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)

①申告期限・・・7月31日(金)

(6) 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

①申告期限・・・7月31日(金)

(7) 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)

①申告期限・・・7月31日(金)

(8) 11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)

①申告期限・・・7月31日(金)

(9) 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)

①申告期限・・・7月31日(金)

(10) 消費税の年税額が4800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)

①申告期限・・・7月31日(金)

※税理士法施行64周年
昭和26年6月15日公布
昭和26年7月15日施行

※重要なものは赤字表記

“あの会社”の社名の由来 ～キッコーマン～



醤油やウスターソースなどを主力商品とする醸造調味料のトップメーカー。醤油の国内シェアは30%、世界シェアは50%。大正6(1917)年に前身の野田醤油(千葉県野田市)を設立。社名は醤油の商標「亀甲萬」に由来する。香取神宮(千葉県香取市)が鎮座する「亀甲山(かめがせやま)」と「亀は萬年」から命名されたもの。昭和39(1964)年に「キッコーマン醤油」、昭和55(1980)年には現在の「キッコーマン」に社名変更。

業績アップには経営計画が必須！

— 第1回小規模企業白書 法人成りの目安は900万円？ —

白書では、中小企業基本法の定める中小企業のうち、卸売業・サービス業・小売業は常時使用する従業員が5人以下、製造業その他は20人以下の事業者を「小規模事業者」と定義している。国内の約387万事業者のうち、小規模事業者はその86.5%に当たる334万3千者となっている。経営者のほとんどは小規模事業者といっても過言ではないだろう。白書では、小規模事業者の特徴として、法人化をしていない個人事業者が多いことを挙げている。データでは小規模事業者のうち206万者(61.6%)が法人化していない「個人事業者」であることが示されている。個人事業者は法人に比べて事業内容の変更に定款による手続が必要ないことや、会計帳簿や決算書の作成が比較的容易であることなどのメリットがある。しかし、その一方で、法人では経営者は出資した範囲でのみ責任を負う有限責任であるのに対し、個人事業者は債務を全面的に弁済する無限責任を負うなどのデメリットもある。税制面でも両社には違いがある。国税のうち、個人事業者にかかる所得税と法人にかかる法人税の税負担を単純比較すると、両社の税負担額がほぼ同額となるのは収入からさまざまな経費を控除した課税所得が約905万円のとこだ。課税所得が905万円を下回る場合、個人事業者の方が税負担額が軽くなり、超えれば法人の方が有利ということになる。経費の扱いや地方税などを考慮していないため一概に言い切ることにはできないが、個人事業者が法人化を考える一定の目安が約900万円というわけだ。法人成りを考える際には参考にしたい。今後、人口減少や少子高齢化が進み国内需要が縮小されていくと、小規模事業者を取り巻く環境はますます厳しくなることが予想される。また、小規模企業白書と同時に発表された中小企業白書でも指摘されているように、高収益を上げる好調企業と経営に苦しむ低収益企業との差が開きつつあることが、小規模事業者でも目立った傾向として挙げられている。そうした状況のもと、小規模事業者がこの先も生き残っていくためには何が必要なのだろうか。大きなポイントの一つになると思われるのが小規模企業を対象に、販路拡大への取り組みにかかる費用の3分の2を補助する「小規模企業持続化補助金」の活用だ。補助上限は、複数の事業者が連携して取り組む共同事業は500万円、雇用増や従業員の処遇改善、買い物弱者対策に取り組むケースでは100万円、それ以外は50万円となっている。

制度適用には商工会議所や商工会の助言を受けて経営計画を作成することが必要となる。白書では、補助を受けた企業のうち半数以上の59.4%が「補助金の申請にあたって初めて経営計画書を作成した」ことが示されている。また、計画書を作成した後の意識の変化を問う質問に対しては、「自社の強みと弱みが明らかになった」「新たな事業を企画できた」と答える事業者がそれぞれ半数に上るなど、補助金そのものの恩恵に加え、計画書作成が経営の現状に改めて向き合うきっかけになったことが窺える。経営計画の作成と補助金利用のメリットは、会社の業績に如実に表れている。補助金を受け取って経営計画に基づく事業を実施した事業者のうち約51%が新たな取引先や顧客を獲得しており、見込みも含めると、97%の事業者が新規取引先や顧客を獲得すると答えている。また、35%の事業者が売上が増加すると答えている。同制度を利用したほぼすべての企業が業績を伸ばしていることになるわけだ。実際に補助金を受けて企業が行った取り組みでは、「店舗の改装、改修」「チラシやカタログの作成・配布」「ホームページの作成、改良」「設備などの導入」などが多い。補助金を申請する際の経営計画書は1ページほどの簡易的なもので、逆に言えば、1ページ程度の分量のもので効果があるということになる。27年分の補助金申請は今からでは間に合わないが、自社の事業の現状や将来について向き合い、見直す契機として、経営計画の作成に積極的に取り組んでいきたい。顧問税理士に相談してみるもの効果的といえよう。

不提出者はどうする？

— マイナンバーの個人番号 —

来年1月の運用開始に先立ち、今年10月からは市区町村よりマイナンバーの通知が始まる。税法上は確定申告などでマイナンバーを記載することは義務とされているが、マイナンバー法自体には、従業員が勤め先に番号を提出しなければならないという縛りはない。マイナンバー法はそもそも国民一人ひとりの善意に基づく情報提出が制度の前提になっているのである。そこで注目されているのが、マイナンバーを勤め先に提出しない従業員の取扱だ。最近ほどのセミナーでも挙がる質問項目だが、こうした問いにほとんどの講師は社内規程を設けて不提出者には罰則を課すことを推奨している。だが、これについて、マイナンバー制度導入を進めてきた社会保険労務士の一人は「実際にはそう簡単にいくとは思えない」と不安を口にする。

社内規程で従業員に提出を義務付けることはもちろん可能で、不提出者には罰則を設け、最高で懲戒解雇とすることもできるという。だが、仮に不提出者が全国で続出した場合、すべての企業でその都度解雇者を出すことは現実的ではない。企業は法定調書や源泉徴収票に各人のマイナンバーを記載しなくてはならないが、従業員サイドとしては会社にマイナンバーを伝えることによるメリットは特にない。一方、賃金を受け取ることは働いた者の権利として労働法でガッチリと守られているため、マイナンバーの不提出くらい理由でこれを覆すことは不可能だ。さらに、不提出者を懲戒解雇した後に、解雇無効を求め裁判を起こされたとき、裁判所がマイナンバー不提出という内規だけで解雇を正当と認めるかどうかは微妙なところだ。しかも、当該従業員がマイナンバーをプライバシーや健康状態など同様の個人情報と位置付けていた際には最高裁まで上る可能性は十分にある。また、人にはさまざまな事情があり、以前の居住地に住めなくなって、住民票を動かさずに移転を繰り返している人も少なくない。ある社労士は「私の顧問先の新聞販売店では、そうした人が何人もいました。彼らにマイナンバーの提出を義務付けたら解雇の前に自ら辞めていくでしょう。そうなれば困るのは店主ですよ」と、一筋縄で片付く問題でないことを訴える。運用開始を間近に控えた現在でも根強い反対運動があるなかで、「勤め先に提出する法的義務はなく、今後予定されている預金情報との紐付けもされずに済む」という事実が広く国民に伝われば、不提出者が続出することも大いに考えられる。そうなれば、住基ネットと同じように、誰も利用しない制度として失敗の烙印を押されることは確実だ。国は、これまで以上にマイナンバーがいかに便利な制度かを知らしめる広報に力を注ぎ、何としても国家のインフラとして張り巡らせるよう、不退転の構えを示している。そうしたことから、企業担当者の間では、マイナンバー提出を徹底させるためのまことしやかなウワサが囁かれているという。都内のある税理士は「従業員のマイナンバーをフルコンプライト（完全収集）していない企業には、国税当局から嫌がらせの調査が入ることを心配する企業がたくさんある」と話す。当局がそのような意地悪をするとは常識的に考えにくい。税務当局への警戒心が生んだ都市伝説的な世相があることは確かなようだ。マイナンバー制度は企業にとっては純粋に負担増となる。しかも責任は重く、情報漏えいには懲役が適用されることもある。マイナンバーの情報漏えいは、発覚してから数年後に責任の所在が明らかになることも考えられる。会社に悪意を抱いた従業員のせいだったとしても、すでに退社していれば企業も責任を問われかねない。企業にとって非常に危険な制度であることをしっかり認識する必要があるだろう。運用を前に、すでに改正案が国会に提出されている。施行前の改正案とは驚くが、よほどの不備があったのかと勘繰りたくもなる。企業が一方的に負担増となる制度だけに、あらゆる問題を想定し、国には早急に対策を練ってもらいたいところだ。

配偶者控除 2017年に見直しへ — 本丸は「130万円の壁」撤廃か？ —

現在の制度では、妻の年収が103万円以下なら、夫の収入から基礎控除額38万円を差し引いて所得税を計算し、税負担を軽くする仕組みとなっている。そのため103万円を年収の上限にして働く時間を調整する人が多く、「103万円の壁」と呼ばれている。これが女性の就労を妨げる「壁」になっているという指摘がある。現在約1400万人が配偶者控除を受けている。だが、103万円を超えると、「手取りが減って損をする」わけではない。「配偶者控除」は103万円を超えると「配偶者特別控除」に切り替わり、年収に応じて段階的に控除額が減り、控除最少額は年収141万円の3万円になる。主婦の年収が103万円を超えても一気にゼロにするのではなく、収入が141万円に達するまで緩やかに控除額を減らしていく仕組みだ。政府は新制度について政府税調で昨年議論された複数の案のなかから具体化していく方針だ。なかでも最も有力なのは配偶者の年収にかかわらず夫婦合算の税負担を同額にする「移転的基礎控除」。これは、妻に適用されない分の基礎控除を夫に移転するというもの。専業主婦世帯の場合、使い残した妻の基礎控除38万円をそのまま夫に移し、夫婦合算で76万円の控除を受けられるようになる。配偶者の収入にかかわらず夫婦での控除額が一定になり、控除の差は解消されるという。しかし、移転的基礎控除の導入とセットで配偶者控除を廃止した場合、配偶者の年収が65万円～141万円の世帯では現在より負担が増えてしまうことや、控除額に対する税負担減額が所得税率によって異なることから、配偶者の年収によっては夫婦合算の税負担軽減額に差が出てしまうなどの課題も多い。また、妻の年収が130万円以上になると夫の扶養から外れ、妻自身が健康保険や公的年金の社会保険料を納付する必要がある。これは「130万円の壁」と言われ、収入が増えても手取りが減る逆転現象が発生することもある。配偶者控除を廃止しても年金や健康保険などの制約は残されており、「配偶者控除の見直しは女性の社会進出につながらない」との指摘は的を射ている。政府としても配偶者控除基準の103万円の壁を撤廃しただけでは女性の社会進出に繋がらないことはもはや織り込み済みのはずだ。そうすると次に考えられるのが社会保険料の年収基準の撤廃となる。だが収入130万円未満の主婦は900万人に上り、いきなり130万円の壁を撤廃するのは難しい。そこで2016年10月から社会保険の適用要件が見直されることになった。現行では週30時間以上の就業が加入要件だったが、「週20時間以上の勤務」「月収8.8万円以上」に変更になる。これにはさらにいくつかの要件があり、「1年以上の勤務期間が見込まれていて、企業規模501人以上の会社で働く場合」に限定され、中小企業は適用外となる。新たに大企業のパート労働者向けに「106万円(8.8万円×12か月)の壁」が生まれることになったが、政府は段階的に引き下げて130万円の壁を撤廃し、国民の大多数に保険料を負担させることを検討している。